

官報

号外 昭和三十四年六月三十日

第三十二回 衆議院會議録 第五号

昭和三十四年六月三十日(火曜日)

議事日程 第五号

昭和三十四年六月三十日

午後一時開議

第一 予算委員長の選挙

○本日の会議に付した案件

議院運営、内閣、地方行政、法務、外務、大蔵、文教、社会労働、農林水産、商工、運輸、通信、建設、決算及び懲罰の各常任委員長辞任の件

常任委員長の選挙
公職選挙法改正に関する調査をなすため委員二十五人よりなる特別委員会、科学技術振興の対策を樹立するため委員二十五人よりなる特別委員会及び国土の総合開発について諸施策を樹立するため委員二十五人よりなる特別委員会を設置するの件(議長発議)

議員五十嵐吉藏君逝去につき院議

をもつて弔詞を贈呈することとし、その文案は議長に一任するの件(議長発議)

西ヶ久保重光君の故議員五十嵐吉藏君に対する追悼演説

午後六時四十一分開議

○議長(加藤謙五郎君) これより会議を開きます。

議院運営、内閣、地方行政、法務、外務、大蔵、文教、社会労働、農林水産、商工、運輸、通信、建設、決算及び懲罰の各常任委員長辞任の件

○議長(加藤謙五郎君) 常任委員長辞任の件につきお諮りいたします。

議院運営委員長江崎真澄君、内閣委員長内海安吉君、地方行政委員長鈴木善幸君、法務委員長小島徹三君、外務委員長櫻内義雄君、大蔵委員長早川崇君、文教委員長白井莊一君、社会労働委員長園田直君、農林水産委員長松浦周太郎君、商工委員長長谷川四郎君、運輸委員長塚原俊郎君、通信委員長淺香忠雄君、建設委員長堀川恭平君、決算委員長田中彰治君及び懲罰委員長山口好一君から、それぞれ常任委員長を

辞任したいとの申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

常任委員長の選挙

○議長(加藤謙五郎君) つきましては、日程に追加して、右の各常任委員長の選挙を行うに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。

これより各常任委員長の選挙を行います。

○松澤雄蔵君 常任委員長の選挙は、その手続を省略して、議長において指名せられんことを望みます。

○議長(加藤謙五郎君) 松澤君提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(加藤謙五郎君) 起立多数。よって、動議のごとく決しました。

議長は、各常任委員長を指名いたします。

議院運営委員長 荒船清十郎君

〔拍手〕 内閣委員長 福田 一君

〔拍手〕 地方行政委員長 濱地 文平君

〔拍手〕 法務委員長 瀬戸山三男君

〔拍手〕 外務委員長 小澤佐重喜君

〔拍手〕 大蔵委員長 植木庚子郎君

〔拍手〕 文教委員長 大平 正芳君

〔拍手〕 社会労働委員長 永山 忠則君

〔拍手〕 農林水産委員長 吉川 久衛君

〔拍手〕 商工委員長 中村 幸八君

〔拍手〕 運輸委員長 平井 義一君

〔拍手〕 通信委員長 佐藤洋之助君

〔拍手〕 建設委員長 羽田武嗣郎君

〔拍手〕 予算委員長 小川 半次君

〔拍手〕

昭和三十四年六月三十日 衆議院会議録第五号

公職選挙法改正に関する調査特別委員会外二特別委員会設置の件 議員五十嵐吉蔵君逝去につき院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その文案は議長に一任するの件 西ヶ久保重光君の故議員五十嵐吉蔵君に対する追悼演説

四〇

決算委員長 鈴木 正吾君

懲罰委員長 高瀬 傳君

〔拍手〕

公職選挙法改正に関する調査をなすため委員二十五人よりなる特別委員会、科学技術振興の対策を樹立するため委員二十五人よりなる特別委員会及び国土の総合開発について諸施策を樹立するため委員二十五人よりなる特別委員会を設置するの件(議長発議)

○議長(加藤謙五郎君) 特別委員会設置につきお諮りいたします。公職選挙法改正に関する調査をなすため、委員二十五名よりなる特別委員会を設置いたしたいと思います。また、科学技術振興の対策を樹立するため、委員二十五名よりなる特別委員会を設置いたしたいと思います。また、国土の総合開発について諸施策を樹立するため、委員二十五名よりなる特別委員会を設置いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、その通り決しました。

ただいま議決せられました三特別委員会の委員は追つて指名いたします。

議員五十嵐吉蔵君逝去につき院議をもつて弔詞を贈呈することとし、その文案は議長に一任するの件(議長発議)

○議長(加藤謙五郎君) 御報告いたすことがあります。議員五十嵐吉蔵君は、去る六月二十四日逝去されました。まことに痛惜哀悼の至りにたえません。つきましては、同君に対し、院議をもつて弔詞を贈呈いたしたいと存じます。なお、この文案は議長に一任せられたいと存じます。これに御異議ありませんか。

○議長(加藤謙五郎君) 御異議なしと認めます。よつて、さよう決定いたしました。つきましては、議長の手元において起草いたしました文案を朗読いたします。

衆議院は多年憲政のため尽力された元本院国士総合開発特別委員長議員従四位勲二等五十嵐吉蔵君の長逝を哀悼しつつ弔詞をささげます

この弔詞の贈呈方は議長において取り計らいます。

西ヶ久保重光君の故議員五十嵐吉蔵君に対する追悼演説

○議長(加藤謙五郎君) この際、弔意を表するため、西ヶ久保重光君から発言を求められております。これを許します。西ヶ久保重光君。

〔西ヶ久保重光君登壇〕

○西ヶ久保重光君 私は、諸君の御同意を得て、議員一同を代表し、故衆議院議員従四位勲二等五十嵐吉蔵君に対し、つつしんで哀悼の言葉を申し述べたいと存じます。(拍手)

五十嵐君は、かねて病氣のため御静養中でありましたが、去る六月五日、東大病院に入院するのやむなきに至り、御家族の手厚い看護もそのかいなく、二十四日夜、ついに永眠されました。まことに哀悼の情にたえないところであります。君は、群馬県伊勢崎市豊受の出身で、明治三十四年十月に生まれ、大正七年県立安中蚕糸学校を卒業し、その後家業の蚕種業に従事し、当時わが国の主要産業である養蚕の振興に専念しておられました。

先代の五十嵐栄三郎氏は、人格、識見ともに高い名望家で、多年にわたり群馬県議員に在職し、副議長の要職につかれたのでありますが、昭和八年、その在任中に、惜しくも病氣のため逝去いたしました。

父君の気性を受け継ぎ、つとにそのすぐれた人物であることを知られていた君は、推されてその補欠選挙に出馬し、三十一才の若さをもって、みごと当選されました。自来、三期にわたって県議員の職にあつて、地方自治の発展と県民の福祉向上とに大いに貢献されたのであります。

昭和十年、君は、迎えられて、そのころ群馬県下における唯一の組合製糸であつた群馬社に入り、その専務理事、副社長となり、同社の再建に挺進し、著しい成果を上げられました。その他、県下はもとより、養蚕、製糸に関する全国的の諸団体の指導的役職を兼ね、その発展のために努力を続けられたのであります。

君が本院に議席を占められましたのは昭和十七年の第二十一回総選挙の際であり、戦後は、二十七年の第二十五回総選挙以後連続して本院議員たるの栄を得られ、今日まで当選五回、在職十年六カ月に及んでおられます。本院

においては、君は主として建設委員、農林委員として活躍し、また、第二十六回国会及び第二十七回国会には国土総合開発特別委員長に選任せられたのであります。

今、君のこの多方面の活躍の一端を回顧しますと、まず、去る本月十五日に開通式をあげました群馬・新潟両県を結ぶ三國国道は、君が建設委員としてきわめて力を入れてその工事の促進をはかられたものでありまして、この開通により産業の開発の上を受ける利益ははかり知れないものがあるのであります。

蚕糸問題については、君がその第一人者であることは、世人のひとしく認めるところであります。君は、農林水産委員会において多年のうんちくを傾け、全国の養蚕家のために、繭糸価格の維持と養蚕業経営の安定とに終始努力をされたのであります。中でも、第二十九回国会における繭糸価格安定臨時措置法の制定の際に、また、前国会における日本蚕糸事業団法の制定の際に示された君の熱意と努力とは、まことに目ざましいものがあつたのであります。

国土総合開発特別委員長として君が最大の努力を払われたのは東北地方開

発に關する一連の諸法律の制定に關してであり、もつて同地方の産業の振興に多大の貢獻をいたされました。

かくして、君は、多年にわたり国政審議に精勵して、大きな業績を残されました。これ、まことによく国会議員の職責を全うされた、たたえるべきであります。

君は、党にあっては改進黨代議士会副会長、日本民主党総務、自由民主党農林部長の要職を歴任し、農政通として、その高邁な人格をもつて広く同僚議員の信望を一身に集められておつたのであります。

また、君は、昨年来、蚕糸業振興審議会委員として活躍し、さきには、二十八年九月、イタリヤのミラノにおいて開催された国際絹業大会に日本代表として出席し、帰途、欧米各国を歴訪して、生糸の輸出市場の開拓に大いに努められたのであります。

思うに、君は、まことに君子人と呼ぶにふさわしく、その人格は至つて清廉高潔、その性格はきわめて温厚篤実で、いやしくも自己を誇るがごときこととは決してなかつたのであります。しかも、かたい信念の人であり、事に當つては熱慮断行し、常に信する道を貫き通されました。君は、また、きわめて情

義に厚く、ことに公私多端な生活の中にあつて、郷党の子弟の指導、啓発に煩をいとわず努力されたのであります。

従つて、郷里の人々の間における君の信望ははなはだ高く、たとへば、選挙において一投票区の九〇%以上の得票を得られるという、まことにわれわれの追隨を許さぬものがございました。

私は、君とは所屬政を異にし、過去幾たびかの選挙において相争い、立会演説会において、または各種の討論会において議論を戦わしてきたのであります。しかし、いささかも政敵という感じがせず、農村問題について、あるいはまたわが国の将来について、お互いに腹を打ちあけて語り合つたということのみが思い出されるのであります。

君は、平素、寡黙、謙虚でありましたが、主張すべきときには実に堂々の論陣を張り、その信念を吐露されたのであります。私も、それに応じて私の意見を十分に述べ、君の忌憚ない批判を求めることができました。五十嵐君との交わりが、このようになつかしい追憶によつてつづられていくといふことは、全く君の崇高な人徳によるものであります。私が君を心から尊敬してやまないゆゑも、またここにあるのであります。

現下、政局は、内政に外交にますます多事多難であります。このときに當り、五十嵐君のごとき、いたずらに自己の名利を求めることなく、ひたすら国民のために誠実に議員の職責を遂行するといふ練達の士が、しかも、よわいまだ六十に満たず、政治家としてますますその本領を発揮すべきときに、蓋焉としてゆかれましたことは、邦家にとりこの上ない大きな不幸でありまして、痛恨きわまりない次第であります。(拍手)

ここに、五十嵐君生前の事績を追叙し、その徳をたたえ、その長逝を心から哀悼して、もつて追悼の辞といたします。(拍手)

○議長(加藤謙五郎君) 本日は、これにて散会いたします。午後六時五十六分散会

○朗読を省略した報告 (指名通知)

一、去る二十六日本院は国土開発権買自動車道建設審議会委員に衆議院議員川島正次郎君、同石井光次郎君、同船田中君、同小金義照君及び同福永健司君を指名した旨内閣に通知した。

一、去る二十六日本院は鉄道建設審議会委員に衆議院議員川島正次郎君、同石井光次郎君、同船田中君及び同小金義照君を指名した旨内閣に通知した。

(議決通知) 一、去る二十六日本院は衆議院議員星島二郎君及び参議院議員村上義一君が皇居造営審議会委員に就くことができる議決した旨内閣に通知した。

(報告書受領) 一、去る二十六日内閣から社会保障制度審議会設置法第九条の規定に基づく昭和三十三年社会保障制度審議会報告書を受領した。

衆議院會議録第三号(その二)中正誤
ハシ 段行 誤 正
三二七 念頭して 念願して

昭和三十四年六月三十日 衆議院會議錄第五号

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定價 一部 十五円
(但し長篇紙二千円)
(郵送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三三―三三官報課